

## 繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの改訂について

平成31年4月25日  
経済産業省

繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、平成19年2月の「成長力底上げ戦略」の一環として、平成19年6月に策定。

その後、関連法令等の改正を踏まえ数次にわたり改訂され、前改訂は平成29年3月。この改訂は、平成28年9月の「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)を受けた下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正、下請中小企業振興法・振興基準の改正並びに支払手段に関する通達の発出に伴うもの。

今般、平成30年11月の繊維産業流通構造改革推進協議会のTAプロジェクト「取引ガイドライン」の改訂及び平成30年12月の下請中小企業振興法・振興基準の改正に伴い、平成31年3月29日付で改訂。

## ＜主な改訂のポイント＞

- ① 平成30年12月の下請中小企業振興法・振興基準の改正内容(大企業間の支払い条件の改善、働き方改革に向けた取組、天災等に際した事業継続に向けた取組等)の反映
- ② 平成30年6月の繊維産業技能実習事業協議会決定「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」に係る追記
- ③ 平成30年11月のTAプロジェクト「取引ガイドライン第三版」の発刊に伴う改訂内容の反映
- ④ 平成29年3月の「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」の策定及び平成30年7月の本自主行動計画の改訂に係る追記
- ⑤ 平成28年11月の歩引き取引廃止宣言に係る追記
- ⑥ その他、消費税転嫁対策特別措置法関係ガイドラインの改正、不正競争防止法の改正に伴う修正 等

全文は、以下

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>